

第9回公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会定時総会

第10回公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部定時総会

令和3年5月25日 定時総会出欠届・委任状・議決権行使書面

※総会に欠席される場合には、総会資料をご検討の上、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任欄にご記入いただくか、又は書面表決の議案に対する賛成、反対を書面表決用紙に表示いただくか、どちらかを選択いただき、商号、氏名等をご記入押印された後、返信用封筒に封入し、5月20日（木）までにご投函下さいますようお願い申し上げます。なお従業者の代理出席の場合は委任状に記入押印の上、総会当日従業者証明書をご持参下さい。

[届出者] 令和3年5月 日
住所
商号
代表者氏名 ※必ず捺印下さい。

[出欠届] ※該当するものを○で囲んで下さい

1出席 2欠席 → (委任状を提出 ・ 議決権行使書面を提出)

委任状

私は、以下の者を受任者に定め、下記の権限を委任します。

受任者

商号

氏名

令和3年5月25日開催の第9回公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会定時総会、第10回公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部定時総会の議案に関する議決権を行使する権限を上記の者に委任します。

受任者氏名が空欄の場合は、会長・本部長に委任されたものとして取り扱います。

委任者 住所

商号

代表者名 印 (必ず押印して下さい)

議決権行使書面

私は、令和3年5月25日開催の第9回公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会定時総会各議案について、下記のとおり議決権を行使します。
<<下記の取扱注記を必ずご確認の上、各議案につき、「賛成」又は「反対」のいずれかを記入ください。>>

Table with 2 columns: 議案番号 (第1号議案, 第2号議案) and 賛否欄

議決権行使書面および委任状の取扱について

※議決権行使書面の各議案の賛否欄に記載のない場合は、原案に賛成として取り扱います。
※議決権行使書面を提出された方について、原案の修正動議がでた場合は、以下のとおり取り扱います。

- 原案に賛成の場合 (賛否の記載がなく賛成とみなす場合を含む)
→ 修正動議に反対として取り扱います。

- 原案に反対の場合
→ 修正動議については賛否が不明のため棄権として取り扱います。

※議決権行使書面と委任状の両方を提出された方については、以下のとおり取り扱います。

- ・原案については、議決権行使書面が優先します。
- ・原案の修正動議がでた場合
○議決権行使書面で原案に賛成の場合 (賛否の記載がなく賛成と見なす場合を含む)
→ 議決権行使書面を優先し、修正動議に反対して取り扱います。
○議決権行使書面で原案に反対の場合
→ 議決権行使書面では修正動議についての賛否が不明のため、委任状を優先します。
- ・手続動議がでた場合、委任状を優先します。

※本書面記入後、同封の返信用封筒に封入し、5月20日(木)までにご投函下さいますようお願い申し上げます。

出席は、こちら

議決権行使書面は、こちら

議決権行使書面および委任状の取扱について

※議決権行使書面の各議案の賛否欄に記載のない場合は、原案に賛成として取り扱います。

※議決権行使書面を提出された方について、原案の修正動議がでた場合は、以下のとおり取り扱います。

○原案に賛成の場合（賛否の記載がなく賛成とみなす場合を含む）

→ 修正動議に反対として取り扱います。

○原案に反対の場合

→ 修正動議については賛否が不明のため棄権として取り扱います。

※議決権行使書面と委任状の両方を提出された方については、以下のとおり取り扱います。

・原案については、議決権行使書面が優先します。

・原案の修正動議がでた場合

○議決権行使書面で原案に賛成の場合（賛否の記載がなく賛成と見なす場合を含む）

→ 議決権行使書面を優先し、修正動議に反対して取り扱います。

○議決権行使書面で原案に反対の場合

→ 議決権行使書面では修正動議についての賛否が不明のため、委任状を優先します。

・手続動議がでた場合、委任状を優先します。